

第1章 計画の改定にあたって

1 計画改定の趣旨

(1) 文化振興の目的と「文化縁」

目黒区では、平成14年に目黒区文化ホール（めぐろパーシモンホール、中目黒G T プラザホール）が開館したことを機に、「目黒区芸術文化振興条例」を制定しました。この条例では、芸術文化振興の目的を、区民が普段から芸術文化に触れ、自ら身近な芸術文化活動に関わり、芸術文化によるコミュニケーションが活発になることにより、区民一人一人の心豊かな生活と活力ある地域社会の実現を目指すものとしています。

また、同条例では、区民の主体的な活動の促進や心豊かな生活、地域社会の実現が基本理念として掲げられるとともに、芸術文化活動における自主性や創造性の尊重も重視されています。

目黒区ではこの理念のもと、芸術文化を契機に、年齢や性別、所得、国籍等の違いを超えて生まれる交流や、それを通じて形成される人と人とのつながりを「文化縁」として大切にし、その形成を通じた芸術文化の振興に取り組んできました。

(2) 「文化縁」の意義

「文化縁」は、目黒区の芸術文化における大切な考え方です。

目黒区は芸術文化振興の目的を、

区民が普段から芸術文化に触れ、

自ら身近な芸術文化活動に関わり、

芸術文化によるコミュニケーションが活発になることにより、

区民一人一人の心豊かな生活と活力ある地域社会の実現を目指すもの

としています。

そして、「文化縁」の形成とその充実こそが、芸術文化の振興を図ることであると考えております。

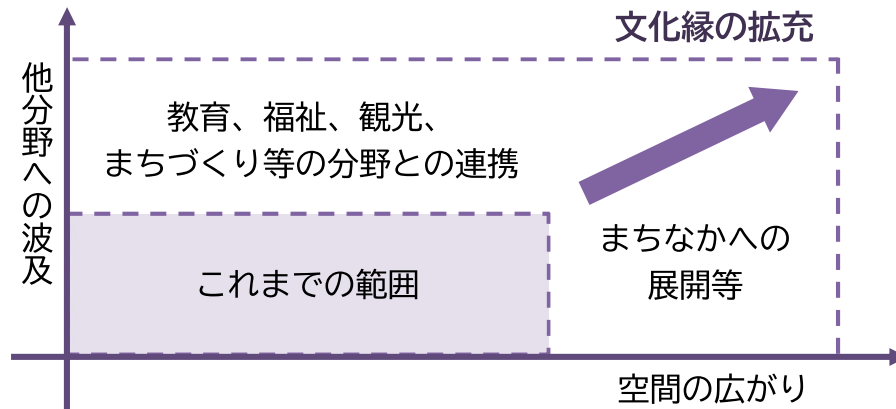
この「文化縁」とは、「芸術文化」を契機として、人々が年齢、性別、所得や国籍等にとらわれることなく人々の間に生まれる新しく豊かな交流（コミュニケーション）と、それを通して形成される人々のつながり（ネットワーク）である「縁」のことを意味します。

これは、平成17年に策定された初代プランにおいて、目黒区芸術文化振興計画策定委員会が提唱した概念であり、目黒区の芸術文化施策における中核的な考え方であり続けています。

「文化縁」によるつながりは、地域において表現や創作を通じて協働する場を通して育めます。また、協働を促す場やネットワークを築く活動、そこで生まれる関係性をつなぎ支える人材の存在も重要な役割を果たしています。

今後も目黒区は、「文化縁」の形成と充実を芸術文化振興の根幹に据え、その理念のもとに策定された将来像の実現に向けて、着実に取組を進めていきます。

【本計画における文化縁の拡充イメージ】



（３）計画改定の経緯

目黒区は、条例制定に合わせて「めぐろ芸術文化振興プラン」を策定し、着実に「文化縁」の形成を図るために当時の長期計画の基本目標の一つである「豊かな人間性をはぐくむ 文化の香り高いまち」の実現を目指して、芸術文化振興に努めてきました。

そして平成 28 年には、社会環境の変化や区民ニーズの多様化に対応するため、同プランを改定し、計画的かつ長期的な施策推進を図ってきました。

こうした取組の中で、芸術文化をめぐる社会的意義や役割は拡大し続けており、特にコロナ禍を経た今日においては、芸術文化に親しむことでもたらされる安らぎやつながり、地域に根ざした活動の場の重要性が改めて認識されています。また、社会包摂（違いを尊重し柔軟で多様性に富む社会をつくること）、国際交流、持続可能な社会への関心といった視点も踏まえ、目黒区の芸術文化振興においても、新たな視座が求められています。

平成 28 年の芸術文化振興プランの改定から 10 年を迎えるにあたり、先に述べたような様々に変化していく社会状況に対応するとともに、新たな区の基本計画の基本目標である「さくら咲き 心地よいまち ずっとめぐろ」の実現に向けて、区の芸術文化振興に向けた施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、芸術文化振興プランを改定します。

本計画は、世代、障がいの有無や国籍、背景を問わず、すべての人々にとって芸術文化が重要なものであり、取組はいずれもすべての人々を対象とすることを前提に策定します。

（４）国・東京都の動向

①国の動向

○文化芸術基本法

「文化芸術基本法」は、文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を促進することを基本としながら、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に貢献することを目的としています。

この法律は、平成 29 年に「文化芸術振興基本法」から「文化芸術基本法」に改正され、関連する各分野と連携を図り、総合的に推進する方向性が打ち出されました。

文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、その他の関連分野と連携した施策を推進するとともに、生活文化として食文化等も推進対象となりました。

同法第 7 条の規定に基づき、「文化芸術推進基本計画」の第 1 期が平成 30 年、第 2 期が令和 5 年に策定されました。第 1 期では、「文化・芸術の鑑賞や活動」を「本質的価値」として推進することに加え、文化芸術がもたらす「社会的・経済的価値」も併せて推進することとしました。第 2 期では、「本質的価値」「社会的・経済的価値」を前提とし、文化観光やコンテンツの国際市場進出等「社会的・経済的価値」への関わりを以前よりも重視する内容となりました。

また、地方公共団体は、文化芸術推進基本計画を参考にして、当該地域の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるよう努めるものとされています。

○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

平成 30 年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進め、文化芸術活動を通じて障害者の個性と能力の発揮や社会参加の促進を目的としています。

同法第 7 条の規定に基づき、厚生労働省と文化庁は、平成 31 年 3 月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第 1 期）」、令和 5 年 3 月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第 2 期）」を策定しました。この計画では、障害者による文化芸術活動を推進するための基本的な方針や施策の方向性等が定められています。また、同法第 8 条の規定により、地方公共団体には、基本計画を勘案して当該地域における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定める努力義務が課されています。

○文化観光推進法

令和 2 年に「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（文化観光推進法）が公布・施行され、文化の振興を起点として観光の振興と地域の活性化につなげ、それによって生まれる経済効果を文化の振興へと再投資する好循環を創出することを目的としています。文化の振興、観光の振興、地域の活性化という好循環を実現するにあたっては、文化についての理解を深める機会の拡大や、国内外からの観光客の来訪促進が重要であるという考えに基づき、「文化観光推進法」に

基づいて認定された計画に沿って行われる事業（調査研究、多言語対応、交通・通信整備等）に対して、支援が行われています。

○博物館法の改正

令和4年には、「博物館法」の制定から約70年が経過する中で、博物館を取り巻く状況が大きく変化し、求められる役割も多様化・高度化していることを踏まえて、同法が改正されました。

主な改正点としては、博物館が芸術文化へ果たす役割の重要性を踏まえて「博物館法」の目的に、従来通り「社会教育法」の精神に基づくとともに、新たに「文化芸術基本法」の精神についても取り入れることが盛り込まれました。

また、博物館登録制度の対象を国と独立行政法人を除く、あらゆる法人にも拡大すること、博物館事業にデジタル・アーカイブ化を追加すること、他の博物館との連携や協力を努力義務とすること等も改正点として挙げられます。

○文化財保護法の改正

「文化財保護法」は、平成30年に大きく改正され、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を目的として、都道府県には「文化財保存活用大綱」の策定が、市町村には「文化財保存活用地域計画」の策定が求められることになりました。

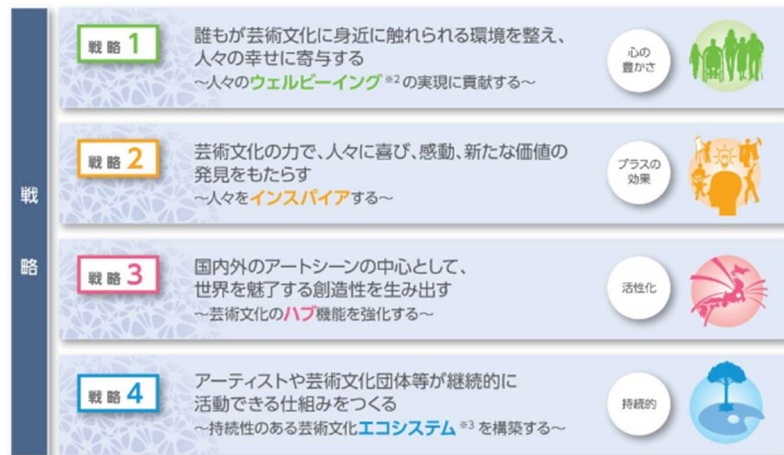
また、令和3年の改正では、無形文化財および無形の民俗文化財に関する登録制度の新設や、地方公共団体による文化財登録制度の導入等が盛り込まれました。

②東京都の動向

東京都は、令和4年3月に、新型コロナウイルス感染症の影響、持続・共生社会へのシフト、デジタル化の進展等、社会環境が大きく変化している時代背景を踏まえ、2030年度までの東京都の文化行政の方向性や重点的に取り組む施策を示した「東京文化戦略2030」を策定しました。同戦略は、「芸術文化で躍動する都市東京」を将来像とし、パブリックアート等による「ウェルビーイングの実現」、アートウィーク東京といった事業による「人々へのインスパイア」、地域、海外との連携を深める「ハブ機能の強化」、アーティストの育成支援による「エコシステムの構築」といった4つの戦略とともに10のプロジェクトを掲げています。

4つの戦略

将来像を実現するため、文化プログラムのレガシーやコロナ禍での知見や経験から導かれた文化戦略の方向性も踏まえ、2030年に向けた以下の4つの戦略を設定しました。



※2「ウェルビーイング」＝身体的な健康だけでなく、精神面、社会面も含めたまでにおいて良好な状態のこと。

※3「エコシステム」＝生態系を指す言葉のこと。ここでのエコシステムとは、経路が芸術文化を介し、それがアーティストの作品・サービスの購入や、経路・企業による各種支援にも結びつくことで、優れた作品やアーティストが多く生まれるような好循環のことを指している。

資料：東京都

【年表】国・都・区の動向

目黒区の動向		国・都の動向	
H14 (2002)	目黒区文化ホール開館		
H14 (2002)	目黒区芸術文化振興条例 制定		
H17 (2005)	めぐろ芸術文化振興プラン 策定		
H28 (2016)	めぐろ芸術文化振興プラン 改定		
		H29 (2017)	文化芸術基本法 改正
		H30 (2018)	文化芸術推進基本計画（第1期）策定
		H30 (2018)	障害者文化芸術活動推進法 制定
		H30 (2018)	文化財保護法 改正
		H31 (2019)	障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第1期）策定
		R2 (2020)	文化観光推進法 制定
		R3 (2021)	文化財保護法 改正
		R4 (2022)	博物館法 改正
		R4 (2022)	東京文化戦略2030 策定
		R5 (2023)	文化芸術推進基本計画（第2期）及び障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第1期）策定
R8 (2026)	めぐろ芸術文化振興プラン 改定		

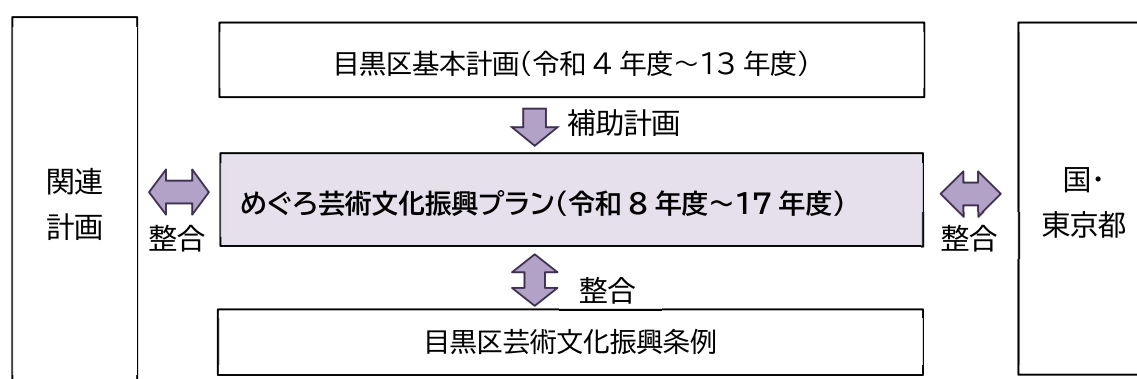
2 芸術文化振興プランの位置付けと期間

(1) 位置付け

本計画は、「文化芸術基本法」第7条の2に規定される「地方文化芸術推進基本計画」として、国の文化芸術推進基本計画及び東京都の文化戦略等を参考とし、目黒区の実情に即して策定するものです。

また本計画は、目黒区芸術文化振興条例の基本理念を踏まえて策定するとともに、目黒区基本計画の補助計画として位置付けられ、区において関連する計画との整合性を図っています。

さらに本計画は、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」第8条第1項に基づき、国の基本計画を勘案して策定される「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」を兼ねるものとします。



(2) 目黒区基本計画との関係

目黒区基本構想では、「さくら咲き 心地よいまち ずっとめぐろ」をまちの将来像として定め、そのための基本目標の一つとして、「人が集い活力あふれるまち」を掲げています。

目黒区基本計画は、基本構想に掲げるまちの将来像を実現することを目的とした目黒区の政策に係るすべての分野を含む中長期の総合計画です。目黒区基本計画では、この目標の実現につながる政策の一つとして「芸術文化の香りあふれるまちづくり」を位置づけています。

また、目黒区基本計画では、SDGs(持続可能な開発目標)の17分野ごとに各施策を結び付け、SDGsの視点で区が今後10年間に取り組むべき方向性を明らかにしています。

芸術文化振興プランもSDGsの視点を取り入れながら、芸術文化を通じて多様な価値が尊重される持続可能な社会を目指し、区民一人ひとりが心豊かに暮らせる地域づくりを進めていきます。

SDGs（持続可能な開発目標）とは

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12（2030）年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標のことです。

17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

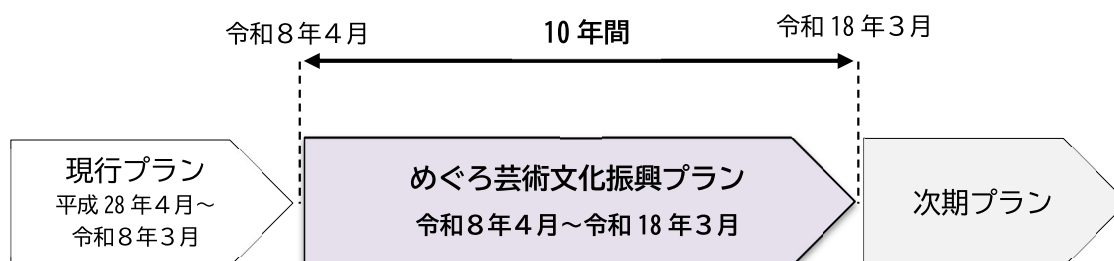


出典：国際連合広報センター

（３）計画期間

新たな「芸術文化振興プラン」の計画期間は、10 年間とします。

また、状況の変化に応じて計画の見直しを検討します。



（４）芸術文化の範囲

本芸術文化振興プランの中で述べる「芸術文化」は、「文化芸術基本法」が例示する以下のような分野を想定しています。

項目	内容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く）
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他のわが国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く）
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
出版物及びレコード	出版物及びレコード等
文化財	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する活動